

国土交通省大臣官房官庁営繕部各課長 あて

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の手続について

官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の取扱いについて、1 件につき予定価格が基準額（「工事又は業務等に係る通知等における基準額について」（令和 4 年 3 月 30 日付け国官会第 23759 号、国官技第 377 号、国営管第 848 号、国営計第 214 号、国営整第 172 号、国港総第 750 号、国港技第 111 号、国北予第 75 号）記 1 に定める額をいう。）以上の工事（以下「WTO 対象工事」という。）については「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省営管発第 349 号）により、それ以外の工事については「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大について」（平成 17 年 10 月 7 日付け国営管第 235-5 号）により示してきた。

また、その具体的な運用等については、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」（平成 6 年 6 月 21 日付け建設省営管発第 355 号、建設省営計発第 33 号）、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について」（平成 7 年 3 月 30 日付け建設省営管発第 181 号、建設省営計発第 25 号）、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について」の運用について」（平成 12 年 5 月 1 日付け建設省営管発第 208 号、建設省営計発第 63 号）、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」（平成 17 年 10 月 7 日付け国営管第 235-8 号、国営計第 87-3 号）、「一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和について」（平成 18 年 12 月 8 日付け国営管第 282-5 号、国営計第 129-3 号）、「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」（平成 22 年 3 月 29 日付け国営管第 489 号、国営計第 110 号）により示してきた。

今般、デジタル臨時行政調査会において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」が決定され、この中で、代表的なアナログ規制 7 項目に関する通知・通達等の見直し方針が示されたことを踏まえ、上記通知が規定するアナログ規制について見直すこととする。また、本見直しと合わせ、各通知の一元化を図ることとし、下記のとおり定めることとしたので、適切に運用するとともに、遺漏無きよう措置されたい。

なお、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について」（平成

6年6月21日付け建設省営管発第349号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施に伴う手続の運用について」(平成6年6月21日付け建設省営管発第355号、建設省営計発第33号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について」(平成7年3月30日付け建設省営管発第181号、建設省営計発第25号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について」の運用について」(平成12年5月1日付け建設省営管発第208号、建設省営計発第63号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大について」(平成17年10月7日付け国営管第235-5号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の拡大に伴う手続の運用について」(平成17年10月7日付け国営管第235-8号、国営計第87-3号)、「一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和について」(平成18年12月8日付け国営管第282-5号、国営計第129-3号)及び「一般競争入札等の競争参加資格における施工実績に係る要件を緩和する工事の試行について」(平成22年3月29日付け国営管第489号、国営計第110号)は、廃止する。

記

1 対象工事

本手続の対象工事は、官庁営繕部所掌の工事とする。

ただし、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第3項及び第5項の規定に基づき指名競争に付するもの及び同条第4項及び第5項の規定に基づき随意契約による工事は除く。

2 入札の公告

(1) WTO対象工事

官庁営繕部長は、WTO対象工事を一般競争に付そうとする場合においては、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第74条及び国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第5条第1項の規定に基づき、官報により公告するものとする。また、当該公告は、入札情報サービス(PPI)にも掲載するものとする。

(注)「入札情報サービス(PPI)」とは、一般財団法人日本建設情報総合センターによって入札等に関する情報が提供されるサービスのこと。

なお、公告においては、次に掲げる事項を英語により記載するものとする。

- ① 契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)の氏名及びその所属する部局の名称
- ② 工事名
- ③ 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限

- ④ 入札執行の日時
 - ⑤ 5の入札説明書を入手するための照会窓口
- (2) WTO対象工事以外の工事

官庁営繕部長は、WTO対象工事以外の工事を一般競争に付そうとする場合においては、予決令第74条の規定に基づき、入札情報サービス（PPI）への掲載により公告するものとする。

3 競争参加資格

(1) WTO対象工事

予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 官庁営繕部において、対象工事に係る工事種別について、官庁営繕部工事請負業者選定要領（昭和42年7月1日付け建設省営管発第845号。以下「選定要領」という。）に基づく一般競争参加資格の認定を受けていること。
- ③ 対象工事が次の表の左欄に掲げる工事種別である場合においては、官庁営繕部における対象工事の工事種別に係る一般競争参加資格の認定の際に選定要領第2第2号イの客観的事項（共通事項）について算定した点数が、それぞれ次の表の右欄に掲げる点数（一般土木工事及び建築工事においては、比較的工事規模が小さく技術的難易度の低い工事及び特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員について、建設業者の施工能力が確保でき、工事の質の低下を招くおそれがないと認める場合、1200点を1150点又は1100点に引き下げることができる。また、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、工事の技術的難易度が比較的低い場合、施工実績を適切に設定し、建設業者の施工能力の確保を図った上で、工事の質の低下を招くおそれがないと認める場合は、1000点に引き下げることができる。）以上であること。

一般土木工事	1200点
建築工事	1200点
電気設備工事	1100点
暖冷房衛生設備工事	1100点

- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 対象工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示し、同種工事の施工実績として認める対象期間については、最大15年の範囲内で適切な期間を設定するこ

と。)

ただし、当該施工実績が官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係る施工実績である場合にあっては、工事成績評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

- ⑥ 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の経験をできるだけ詳細に明示すること。また、同種工事の経験として認める対象期間については、最大15年の範囲内で適切な期間を設定すること。）。

ただし、当該経験が官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- ⑦ 官庁営繕部長から官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年4月1日付け建設省営管発第124号。以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑧ 施工計画を審査する必要がある場合においては、施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。
- ⑨ 対象工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合には、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。
- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容については「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国営管第580号）によることとし、5の入札説明書において明示すること。）。
- ⑪ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) WTO対象工事以外の工事

予決令第75条第2号の「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」として次に掲げる事項を公告するとともに、入札説明書においても当該事項を明らかにするものとする。なお、⑧及び⑩については、掲げないことができる。

- ① 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 官庁営繕部において、対象工事に係る工事種別について、選定要領に基づく一般競争参加資格の認定（当該工事種別に等級区分がある場合には、対象工事に対応する等級区分に係る認定）を受けていること。

なお、対象工事に対応する等級区分は、競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの

等級区分に限定する必要がない場合は、複数の等級区分を対象とすることができる。

- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）でないこと。

- ④ 同種工事の施工実績があること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示し、同種工事の施工実績として認める対象期間については、最大15年の範囲内で適切な期間を設定すること。また、工事難易度が低いと官庁営繕部長が認める工事については、同種工事の施工実績に工事量を求めないこと。）。

ただし、当該施工実績が官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- ⑤ 対象工事に配置を予定する主任技術者、監理技術者等が適正であること（個別の工事に応じて技術者の資格及び同種工事の経験をできるだけ詳細に明示すること。また、同種工事の経験として認める対象期間については、最大15年の範囲内で適切な期間を設定すること。）。

ただし、当該経験が官庁営繕部所掌の工事及び地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除くこと。

- ⑥ 官庁営繕部長から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- ⑦ 施工計画を審査する必要がある場合においては、施工計画が適正であること（個別の工事に応じてできるだけ詳細に明示すること。）。

- ⑧ 官庁営繕部が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が一定以上であること。

- ⑨ 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（「対象工事に係る設計業務等の受託者」及び「資本若しくは人事面において関連がある」ことの具体的内容について、5の入札説明書において明示すること。）。

- ⑩ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（「資本関係」及び「人的関係」の具体的内容については「工事の発注に当たっての建設業者の選定方法等について」（平成27年3月6日付け国営管第580号）によることとし、5の入札説明書において明示すること。）

- ⑪ 工事を確実かつ円滑に実施できる体制を確保するための本店、支店又は営業所が一定の区域（十分な競争性が確保されるよう留意して定めること。）内に所在すること。

⑫ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑬ その他官庁営繕部長が必要と認める事項

4 競争参加資格の決定

(1) 3の競争参加資格は、対象工事ごとに、国土交通省大臣官房官庁営繕部入札・契約手続運営委員会（以下、「入札・契約手続運営委員会」という。）の議を経て、官庁営繕部長が決定するものとする。

なお、官庁営繕部長は、競争参加資格の決定を行うに当たり、技術審査会を活用すること。

(2) 入札・契約手続運営委員会の設置については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部入札・契約手続運営委員会設置要領準則の制定について」（平成6年7月15日付け建設省営管発第357号）によること。

(3) 技術審査会の設置については、「国土交通省大臣官房官庁営繕部技術審査会設置要領」（平成6年8月1日建設省営計発第48号）によること。

5 入札説明書の交付

(1) 入札説明書は、別冊として、公告の写し、契約書案、入札心得、図面、仕様書及び現場説明書を含めるものとする。

(2) 入札説明書は、公告後速やかに交付を開始することとし、入札執行の日の前日まで交付するものとする。

入札参加者が見積りを行うために必要な図面及び仕様書については、WTO対象工事の場合はすべて入札説明書として交付し、それ以外の工事の場合は少なくとも入札日の12日前に交付すること。なお、数量算出根拠や施工のために必要となる図面については、追加して交付することができる。

(3) 入札説明書の交付期間及び交付方法を公告において明らかにするものとする。

(4) 入札説明書の交付に当たっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合においては、その旨を公告において明らかにするものとする。

6 申請書及び資料の提出

(1) 官庁営繕部長は、一般競争入札に参加する者の競争参加資格を確認するため、参加希望者から申請書及び資料の提出を求めるものとする。

(2) (1)の申請書及び資料の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、WTO対象工事にあつては10日間とし、それ以外の工事にあつては25日間以上で設定するものとする。

(3) 申請書及び資料の提出は、原則として、電子入札システムによるものとする。

(4) 期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに官庁営繕部長により競争参

加資格がないと認められた者は、当該競争に参加することができないものとする。

(5) (1)及び(2)に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

(6) (1)から(4)までに掲げる事項及び次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

- ① 申請書及び資料は、入札説明書において示す様式により作成すること。
- ② 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
- ③ 官庁営繕部長は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しないこと。
- ④ 提出された申請書及び資料は返却しないこと。
- ⑤ 提出期限以降における申請書又は資料の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 申請書及び資料に関する問合せ先
- ⑦ その他官庁営繕部長が必要と認める事項

7 資料の内容

(1) 資料の内容は、次に掲げる内容（施工計画を審査しない場合においては、③を除く。）とするものとし、入札説明書において明らかにするものとする。

なお、①の同種工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種工事の経験については、工事が完成し、引渡しが進んでいるものに限り記載することができるものとし、②の配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができるものとし、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

① 施工実績

3(1)⑤又は3(2)④に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績

② 配置予定の技術者

3(1)⑥又は3(2)⑤に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等

③ 施工計画

3(1)⑧又は3(2)⑦に掲げる資格があることを判断できる技術的事項に対する所見

(2) 官庁営繕部長は、特に必要があると認めるときは、(1)①から③までに掲げる内容に加えて、(1)①の同種工事の施工実績として記載された工事に係る契約書の写しのほか、(1)に掲げる資料の内容を証明するための書類を資料として求めることができるものとし、当該資料の提出を求める場合においては、その旨を入札説明書において明らかにするものとする。

ただし、(1)①の同種工事の施工実績として記載された工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要がないとの取扱いをすること。

8 資料のヒアリング

- (1) 官庁営繕部長は、必要があると認めるときは、資料のヒアリングを実施することができるものとする。
- (2) ヒアリングは、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から9(5)の競争参加資格の確認結果の通知の期限の日の前日までの間に行うものとする。
- (3) ヒアリングを実施する場合においては、ヒアリングを実施する旨を公告において明らかにするとともに、次に掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
 - ① ヒアリングを実施する旨
 - ② ヒアリングの日時及び方法
 - ③ その他官庁営繕部長が必要と認める事項

9 競争参加資格の確認

- (1) 官庁営繕部長は、申請書及び資料の提出者の競争参加資格の有無について確認を行うものとする。ただし、申請書及び資料の提出者が申請書及び資料の提出期限の日において3(1)②又は3(2)②の認定を受けていない場合において、その他の競争参加資格（3(1)③を除く。）を全て満たしているときは、開札の時ににおいて3(1)②及び③又は3(2)②に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。
- (2) (1)の確認は、入札・契約手続運営委員会の議を経て行うものとする。なお、官庁営繕部長は、(1)の確認を行うに当たり、技術審査会を活用すること。
- (3) (1)の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとする。ただし、3(1)⑦又は3(2)⑥の指名停止については、申請書及び資料の提出期限の日から競争参加資格の確認を行う日までのすべての期間について確認するものとする。
- (4) WTO対象工事について、3(1)⑤の同種工事の施工実績及び3(1)⑥の配置予定の技術者の同種工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定（二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によつて改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行うものとする。
- (5) 官庁営繕部長は、原則として、申請書及び資料の提出期限の日の翌日から起算して、WTO対象工事にあつては10日以内に、それ以外の工事にあつては20日以内に、競争参加資格の確認の結果を申請書及び資料の提出者に対し通知するものとする。
- (6) (5)の通知は、原則として、電子入札システムにより行うものとする。

- (7) (5)の通知に当たっては、競争参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付すとともに、所定の期限内に競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる旨を明記するものとする。
- (8) (1)及び(3)から(5)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。
- (9) 官庁営繕部長は、競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた場合、当該者に対する(5)の通知を取り消し、競争参加資格がないと認めたことを通知するものとする。なお、この通知に当たっては、(7)の規定を適用するものとする。

10 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明（WTO対象工事）及び苦情申立て（WTO対象工事以外の工事）

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、9(5)の通知の期限の日の翌日から起算して、WTO対象工事にあつては7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を含まない。）以内に、それ以外の工事にあつては5日（行政機関の休日を含まない。）以内に、官庁営繕部長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができるものとする。
- (2) 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合においては、原則として、電子入札システムにより行うこととする。
- (3) 官庁営繕部長は、(1)の説明を求められたときは、原則として、(1)の競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる最終日の翌日から起算して、WTO対象工事にあつては10日以内に、それ以外の工事にあつては5日（行政機関の休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し、原則として、電子入札システムにより回答するものとする。
- (4) 官庁営繕部長は、(3)の回答内容を入札・契約手続運営委員会に報告するものとする。
- (5) 官庁営繕部長は、説明を求めた者に競争参加資格があると認める場合においては、9(5)の通知を取り消し、(3)の回答と併せて競争参加資格がある旨を通知するものとする。
- (6) 官庁営繕部長は、(5)の通知を行う場合においては、入札・契約手続運営委員会の議を経るものとする。
- (7) (1)から(3)までの事項を入札説明書において明らかにするものとする。

11 現場説明会

現場説明会は、行わないものとする。

12 入札説明書等に対する質問

- (1) 5(1)の入札説明書に対する質問書の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から、WTO対象工事にあつては11(3)の競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明の回答期限の日の翌日まで、それ以外の工事にあつては入札書の提出期限の日の8日前までとするものとする。
- (2) 質問書の提出は、原則として、電子入札システムにより行うものとする。
- (3) 質問書の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書を、原則として、電子入札システムにより閲覧に供するものとする。
- (4) 質問に対する回答書の閲覧は、原則として、質問書の提出期間の最終日の翌日から起算して5日後までに開始し、入札書の提出期限の日の前日に終了するものとする。
- (5) (1)から(4)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするものとする。

13 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては、当分の間、「入札保証金の取扱いに関する試行について」（平成24年10月2日付け国営管第255号）、「競争入札における入札保証に関する取扱いについて」（平成24年10月2日付け国営管第256号）及び「入札保証金の取扱いに関する試行に係る手続きの運用について」（平成24年10月2日付け国営管第257号）によることとする。
- (2) 契約保証金は納付させるものとする。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当官等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。
- (3) (1)及び(2)に掲げる事項を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

14 入札の執行

- (1) 第1回の入札に際しては、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。
- (2) 開札は、原則として、電子入札システムにより入札書の提出期限の日の翌日に行うものとし、予決令第81条に基づき、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 入札執行回数は、原則として、2回を限度とする。
- (4) (1)から(3)までに掲げる事項を入札説明書において明らかにするとともに、落札者の決定方法を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

15 入札の無効

公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を公告及び入札説明書において明らかにするとともに、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す旨及び官庁営繕部長により競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて3に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する旨を入札説明書において明らかにするものとする。

16 対象工事の請負者又はその下請業者によって調達される主要な資機材

WTO対象工事においては、対象工事の請負者又はその下請業者によって調達されることが想定される主要な資機材に関する情報を公告において提供するものとする。

17 苦情申立て（WTO対象工事）及び再苦情申立て（WTO対象工事以外の工事）

(1) WTO対象工事

競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる旨を入札説明書において明らかにするものとする。

(2) WTO対象工事以外の工事

入札説明書及び10(3)の回答において、次に掲げる事項を明らかにするものとする。

① 官庁営繕部長からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、10(3)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を含まない。）以内に、書面により、官庁営繕部長に対して、再苦情の申立てを行うことができる旨及び再苦情申立てについては入札監視委員会が審議を行う旨

② 再苦情申立についての受付窓口及び受付時間

③ 再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先

18 その他

(1) WTO対象工事において、対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとし、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある旨を入札説明書において明らかにするものとする。

- (4) 官庁営繕部長は、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国営管第147号、国営計第94号）を踏まえ、落札者が7(1)②の資料に記載した配置予定の技術者を対象工事の現場に配置するよう、必要な措置を講じるものとする。
- (5) 申請書及び資料並びに競争参加資格の確認の結果の書面の取扱いについては、落札者の決定又は契約の相手方及び契約金額の決定まで、秘密の保持に十分留意すること。
- (6) 10(1)の説明請求があったときは、速やかに入札を延期することとし、訂正公告を行うこと。談合情報又は談合疑義事実等により、入札を延期する場合も同様とする。